

- ⑧ 身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度難聴児*の言語（手話を含む）の習得と、教育等における健全な発達を図るため、補聴器購入費用を助成します。〔健康福祉部障害者支援局〕

【数値目標】

	指 標	現状値	目標値
1	新生児聴覚スクリーニング検査受検率	—	(2021年度) 100%

(2) 早期療育の充実

【現状と課題】

- 子育ての不安や負担、悩みなどを地域の身近なところで必要な相談・支援を受けることができると同時に、個々の障害の状態及び発達の過程・特性等に応じた支援を受けることができる体制が求められています。
- 放課後等デイサービス*事業所や児童発達支援事業所*は、サービスの創設以降、利用児童数、事業所数ともに大幅に増加していますが、厚生労働省によると、支援の質が低い事業所が増えているとの指摘があります。
- 障害のある子どもの在宅生活を支えるためには、平日の特別支援教育などのほか、週末等の居宅介護（ホームヘルプサービス）*などの訪問系サービス、短期入所（ショートステイ）*、日中一時支援など、地域の様々な資源を組み合わせることによって、本人の育ちを支え、家族を支援する取組が必要です。
- 障害のある子どもの多くが保育所等を利用しているため、適切な療育が受けられるよう、施設に対する専門的支援が必要です。
- 家庭で十分な養育や療育支援を受けることができない障害のある子ども（要保護児童・要支援児童）については、迅速に家族支援を行い、社会的養育につなげることが必要です。

【県の取組】

- ① 発達障害のある子どもやその家族が、身近な地域で安心して必要な在宅サービスや発達相談、指導を受けられるよう、児童発達支援事業*及び家族等支援事業などの事業を充実します。〔健康福祉部障害者支援局〕
- ② 医療・福祉・教育・労働等の関係機関や当事者団体、支援機関等で構成される静岡県発達障害者支援地域協議会により、障害のある子どもの地域療育支援体制を推進します。〔健康福祉部障害者支援局〕

- ③ 通所機能、相談機能、障害のある児童の通う保育所等を支援するアウトリーチ機能を備えた地域における身近な療育機関である児童発達支援センター*を中核とした重層的な地域支援体制の構築を図ります。[健康福祉部障害者支援局]
- ④ 保育所等が行う障害児保育を支援するため、県内の全市町において、保育所等訪問支援が提供できる体制を整備します。[健康福祉部障害者支援局]
- ⑤ 国が策定した障害児支援の基本的事項である「放課後等デイサービスガイドライン」及び「児童発達支援ガイドライン」の順守の徹底を図ります。[健康福祉部福祉長寿局]
- ⑥ 障害のある子どもの生活の質（QOL）の充実のため、特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対し、個別の教育支援計画を策定し、関係機関等で情報共有することを推進します。[教育委員会]
- ⑦ 家庭では療育が難しい子どもについては、障害児入所施設や児童養護施設などにおける保護・支援を行います。また、強度行動障害児*や被虐待児など、他の施設では療育が難しい子どもについては、県立磐田学園や県立吉原林間学園で入所支援を実施するとともに、県内施設等への援助技術の普及を図ります。[健康福祉部障害者支援局]、[健康福祉部こども未来局]

【数値目標】

	指 標	現状値	目標値
1	児童発達支援センター*設置市町数	(2020年度) 21市町	(2022年度) 政令市除く全市町

4 発達障害のある人に対する支援の充実

(1) 発達障害*のある人に対する支援

【現状と課題】

- 自閉症スペクトラム障害、学習障害*、注意欠陥多動性障害*等の発達障害のある人に対し、「静岡県における今後の発達障害者支援のあり方」を踏まえたライフステージを通じた支援体制の確立や身近な地域における支援体制の確立が必要です。
- 個々の発達障害の特性等を理解し、相談支援従事者、保育士など必要な専門的知識を有する人材を確保する必要があります。
- 発達障害のある人への支援については、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び関係団体との連携体制の強化や地域的な課題に取り組む必要があります。
- 身近な地域での相談支援機能の充実を図るため、2020年度から県発達障害者支援センターを東部地域と中西部地域の2箇所体制とし、政令市のセンターと合わせて県全域の支援体制を構築しました。複雑化・多様化する相談へ対応するため、センターの運営を専門的な知識・経験を有する民間法人に委託しています。

【県の取組】

- ① 発達障害者支援センター*において、市町や一般の相談支援事業所では対応困難な事案について専門的な立場から相談を受け付け、発達支援や就労支援を行うほか、市町などの関係機関に対する情報提供や研修等を実施します。〔健康福祉部障害者支援局〕
- ② 地域の医療機関や支援機関の職員等を対象に専門家を養成するための研修会を開催し、地域での対応力の向上を図るほか、地域の療育拠点となる児童発達支援センター*の設置を促進し、障害児に対する重層的な支援体制の構築を図ります。〔健康福祉部障害者支援局〕
- ③ 医療、保健、福祉、教育、労働等の関係者から構成される「静岡県発達障害者支援地域協議会」において、施策の評価や進捗管理を行い、地域課題への対応や関係機関等の連携の緊密化を図る仕組みを構築します。〔健康福祉部障害者支援局〕
- ④ 発達障害のある子どもをサポートする支援員の配置、学習障害等に対応した通級指導教室*の充実、高校段階での支援や教育の在り方の検討などを行い、様々な障害のある子どもを支援します。〔教育委員会〕

【数値目標】

	指 標	現状値	目標値
1	発達障害児者の支援に携わる専門人材養成数	(2018～20年度) 累計 657 人	(2022～25年度) 累計 800 人

(2) 強度行動障害*のある人に対する支援

【現状と課題】

- 強度行動障害の重度化を予防し、障害特性に応じた適切な支援をするため、支援に必要な専門的知識を有する人材を確保する必要があります。
- 強度行動障害があることで福祉施設（事業所）での受入れが消極的となったり、身体拘束や行動制限などの虐待につながる可能性も懸念されます。
- 強度行動障害のある人に対してライフステージを通じた支援体制の確立や身近な地域における支援体制の確立が必要です。

【県の取組】

- ① 強度行動障害のある方に対して高度な専門知識や技術に基づく個別支援を行うため、支援者養成研修による人材の養成に努めます。【健康福祉部障害者支援局】
- ② 県立磐田学園では、居室の個室化、小規模ユニットケアを導入し家庭的な雰囲気の中で障害特性に応じた個別の療育を行うことで、家庭や地域での生活の移行に向けた支援を行います。また、保護者のレスパイトを目的とした短期入所の受入れも実施します。【健康福祉部障害者支援局】
- ③ 県立磐田学園において研修を通じた民間施設への技術的支援や実習受入による次代を担う人材の育成に取り組み、県全体の養育支援力の充実を図ります。【健康福祉部障害者支援局】

資料B パブリックコメントの意見に対する回答について(※発達障害者関連意見抜粋)

No	第5次障害者計画(案)に対する意見	県の考え方	区分
1-1	【障害のある人の状況】P14 強度行動障害のある方の人数は、療育手帳交付者数(86,743人)の1%程度であるとされ、本県では約400人弱と推計されます。一もつといらっしゃるのでは?	県内の強度行動障害のある方の人数については、これまで調査をしておらず正確な人数を把握しておりません。「療育手帳交付者数の1%程度」は、鳥取県での調査を参考としたものです。今後は、実態の把握に努めてまいります。	E
1-7	【放課後生活等の充実】P81 11 障害のある子どもたちの放課後や休みの日(特に夏休み等の長期休業時)における安全・安心な居場所を確保し、社会との交流や自立を支援するたため、放課後等デイサービス、放課後児童クラブ、放課後児童教室の充実を図ります。2 特別支援学校やサマーキャンプサービスが充実しない、医療的ケアを必要とする子どもの放課後生活やそれを支える家族を支援するため、居宅介護をはじめとする障害福祉サービス等の充実を図ります。 一地域での生活の継続においては特別支援学校卒業時、放課後等デイサービスが積極的に増加する中で重度の障害のある方のほとんどがこのサービスを利用している。そして多くの保護者がフルタイムでの就労をしている。それが成人の福祉サービスを利用すると利用時間が短くなり、家庭の生活パターンも大きく変化が求められる。県としては81ページにあるように居宅介護の利用を考えているか?	市町が地域の実情に応じてきめ細かな生活支援サービスを提供する障害当事者ライフサポート事業や日中一時支援事業の拡充により、障害のある方等の目の中における移動の場を確保し、保護者の就労支援及び障害者等を日常的に介護している御家族の一時的な休息を図り、障害のある方の地域での在宅生活を支援してまいります。	E
2-2	【啓発・広報の推進】P22 世界自閉症啓発デーの取り組みが記載されていますが、世界自閉症啓発デーおよび発達障害啓発週間(4/2~4/8)に関する項目の追加を要望します。 ⇒上記意見の理由 世界自閉症啓発デーは雨傘が定められたものであり、自閉症スペクトラムを中心とした発達障害についての理解啓発が必要とされています。静穏県内に発達行動障害の状態となっている人が何人いるのか、困難な状況下で、多くの当事者および家族が適切な理解と支援を得られないことから、社会生活を営む上で不利益を被り偏見も少なくありません。2 特別支援学校やサマーキャンプサービスが充実しないこと、この障害特性を持つ人は、大変多いことが知られていますが、具体的な理解や支援については広がっておらず、記載していただきたいと考えます。	御意見を踏まえ、「イ」啓発・広報の推進(①)に、「世界自閉症啓発デー(4/2)、発達障害啓発週間(4/2~4/8)」を追加しました。	A
2-3	【強度行動障害のある人に対する支援】P86 【県の取り組み】②で發田学園の取り組みを記載していますが、發田学園は児童を対象とした施設であり、成人期についても力をいれて取り組む事業所が必要で、具体的な取り組みを強化していただくことを要望します。 ⇒上記意見の理由 1. 強度行動障害支援者養成研修が継続して行われ基本的な支援方法を福祉事業に携わる多くの人が学び、一定の効果はあると理解しているが、発達行動障害で支援が難しい人については、これまでに行動支援研修だけでは十分ではなく、現場では適切な支援が行われず、本人、他の利用者、職員、家族などが困っているケースが少なくなく理解している。 2. 対策を行うには、実態の把握と改善のための体制づくりが必要。 3. また、児童から成人まで幅広い範囲で、適切な支援を行うことがあり県内で対応できる体制を作る必要がある。	成人を対象とする施設としては士丹島学園があります。利用者の重度化が進む中、利用者の地域移行を目指し、他施設にはない体系的な支援が行われていますが、更なる支援の強化を目指して民間化を進めていきます。 なお、強度行動障害の支援となることから、県内の発達障害支援センターと市町、関係機関と連携して必要な支援を実施してまいります。	B
2-4	【早期療育の充実】P76 県の取り組みに次の事項の追加と専門内容の変更・強化を要望します 1. 早期療育を行うためには、医療・福祉・教育・家庭の連携を強化し、個々の児童の特性や状態に合わせた支援の体制を構築する必要がある。 2. 早期療育を行うためには、対象となる児童の乳幼児を適切に発見し、親や療育機関が対象となる児童の一人ひとりの適切な理解と、一人ひとりに合わせた子育てや療育が行われるよう、取り組みを強化する。 ⇒上記意見の理由 ・乳幼児健診は、県としての取り組みが必要である。 ・乳幼児は生まれつきの特長だけでなく、育つ中で子育て、療育などにより適切な経験や学びを積み重ねることが将来につながる。不適切な学びによる経験後の教育で要えるには大きな力が必要となることから、早期の子育てや療育に力を入れることが大切である。	＜要望1＞ 医療・福祉・教育、労働等の関係機関や当事者団体、支援機関等で構成される「発達障害者支援地域協議会」を設け、地域における発達障害者の支援体制に関する課題について協議を行ってまいります。家庭との連携においては、児童発達支援センターの設置促進や家族等支援事業の実施により、早期療育の充実や家族支援に取り組んでまいります。 ＜要望2＞ 御意見を踏まえ、以下のように追加します。 【健診に準ずる保健師等の役割の向上を図るための研修を開展するとともに、発達障害者支援センター単位で市町の発達障害の課題を共有・検討する機会を設け、健診事業を行う市町に対し早期発見の効果的な取組を促してまいります。】	A

区分	対応
A	御意見を踏まえ、計画案に反映したものを
B	今後、障害福祉を推進する上で参考とするもの
C	意見の内容が既に計画に記載済みのもの
D	対応が困難なもの
E	その他(感想や質問等)

6-2 発達障害

【対策のポイント】

- 発達障害の診断機会の確保
- 医療と福祉、教育などとの連携
- 医療の地域偏在の解消

1 現状と課題

(1) 発達障害の現状

- 発達障害者支援法では、「発達障害」とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。
- 2005年の発達障害者支援法の施行後、2016年8月からは改正発達障害者支援法が施行されるなど、発達障害に対する社会的認知の高まりに伴い、知的障害を伴う発達障害の人とともに、知的障害を伴わない発達障害の人の手帳の取得が年々増加しています。本県では、療育手帳制度を見直し、2006年11月よりIQ80以上89以下で発達障害と診断されたものに対しても療育手帳を交付しています。
- 発達障害に対する医療の関わりとしては、
 - ①保健・予防的な側面として、健診でのスクリーニング、相談、情報提供、意見書、診断書作成
 - ②狭義の医療として、状態像の把握、検査、診断、合併症や二次的障害の治療、機能訓練
 - ③生活や機能の維持、発達保障として、機能維持、発達支援、療育的対応、二次的障害の予防
 - ④生活の拡大・充実のための支援として、福祉、教育、労働などの他の分野との連携や生活、行動上の適応支援、家族や地域の各機関への支援などが挙げられます。
- 医療機関としては、スクリーニング、一般的な検査、初期相談やガイダンスなどを行う一次医療的な機関、診断、専門的検査、薬物療法などを行う二次医療的な機関、二次的障害の治療など入院も含めた高度な診療を行う三次医療的な機関、加えて療育、リハビリテーション、地域支援なども行う専門機関などの階層に分けることができます。
- さらに、知的障害を伴う自閉症の人などは、発達障害の行動特性のために一般の医療機関での身体疾患の治療や予防接種などが困難な人もおり、すべての医療機関において、発達障害の知識の普及と配慮が必要とされています。

(2) 本県の状況

- 本県では、2005年4月に子ども家庭相談センターに総合支援部（発達障害者支援センター）を設置し、市町や民間の機関で対応困難な事案について専門的な立場から相談を受け付け、発達支援や就労支援を行うほか、市町などの関係機関に対する情報提供や研修などを実施してきました。また、より専門性の高い発達支援や、より身近な場所での専門的支援を提供するため、2020年4月から発達障害者支援センターの運営業務を民間委託するとともに、同センターを

沼津市と島田市の2箇所に設置しています。民間委託に伴い、発達障害者支援センター診療所は2019年度末をもって廃止しましたが、民間法人への委託後も各センターにそれぞれ医師を配置し、医学的判断のもと、発達障害のある人への支援を行っています。

○健診でのスクリーニングにおいて、地域の医療機関(または医師)の協力を得ていますが、東部地域を中心に診断・検査を行う低年齢を対象とする小児科の医療機関の確保が困難な状況にあります。発達障害者支援センターへの相談経緯では、診断・相談・支援が受けられる機関の情報提供に係る主訴が多いことから、2017年度から、発達障害に対応可能な医療機関の調査を実施し、県民に情報を公表しています。

○発達障害者支援センターの相談のうち、30.0%は生活面・家庭で家族ができることを知りたいというもので、最多になっています(2020年度)。また、発達障害専門医は全国的に不足していますが、特に地域の拠点となる医療機関がない東部地域では、低年齢の発達障害児の診断、発達検査、知能検査を行う小児科の医療機関が他地域に比較して少ない状況にあります。

○本県では、2010年度に児童・青年期精神医学の診療能力を有する医師の育成、地域の児童精神医療に関する研究の促進、養成された専門医の県内定着などを目的に、浜松医科大学に寄附講座を設置し、人材育成に努めています。寄附講座では、県内の病院で臨床研修を行い、その後県内の医療機関等で勤務を開始しています。2020年度までの11年間に、47名が研修を修了し、うち38名(東部4名、中部11名、西部23名 2021年4月1日時点)が県内の病院(精神科・児童精神科)に配置されています。

○県立吉原林間学園の移転に伴い、入所児童だけでなく、発達障害児等の専門的な治療を行う児童精神科診療所を2019年8月に設置し、東部地域の医療体制を補完しています。

(3) 医療提供体制

○発達障害に対応した医療機関の調査を定期的に実施し、医療機関に係る情報の共有化を図ることが必要です。

○発達に遅れのある児童に早期療育支援を行う際には、医師による診断、カウンセリング等を行い、特性を踏まえて支援の方向性を決めていくことが望ましいため、診療機会を確保することが求められます。

○地域において、発達障害の診断に対応できる医師や心理士を確保するため、発達障害を専門とする小児神経科医や児童精神科医の確保は長期的な視点に立って、地域で継続的に養成・確保するための拠点や体制の整備が必要です。また、看護師等の医療従事者の発達障害への理解促進も求められます。

○発達障害の診療機会を確保するほか、診断・検査から発達支援に円滑につなぐため、地域の福祉、教育などの支援機関と医療機関の連携強化が求められます。

○他地域と比較して、東部地域においては、発達障害の診断・検査を行う小児科の医療機関が少ないなど、地域偏在を解消することが必要です。

○成人期の発達障害についても、診断を受ける際に必要な検査ができる医療機関が少なく、集中する傾向があるため、必要な検査やその後の対応ができる医療機関を確保することが求められます。

2 今後の対策

(1) 施策の方向性

- 医療機関への定期的な調査を行い、発達障害に係る医療情報の提供を行います。
- 浜松医科大学への寄附講座による医師の養成をはじめ、小児神経科医や児童精神科医を地域で継続的に養成・確保する仕組みの検討など、専門医・専門的医療機関の確保を図ります。
- 医療から発達支援へつなぐための仕組みづくりなど、医療機関と福祉、教育などの支援機関の連携強化を進め、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を図ります。
- 小児科医や看護師その他の医療従事者への研修の充実に努めるなど、地域の小児科医等の対応力の強化を図ります。特に、東部地域の医療の確保のため、発達障害の診療を行う病院の医師に対して、専門的な医療機関において診療技術を習得するための陪席研修を実施するなど受診環境の整備を進めます。また、寄附講座等、専門医養成の際の地域バランスを考慮した医師の配置に取り組みます。
- 成人期の発達障害者の困難事例への対応や専門性の確保のため、診断技術に関する研修の実施や心理検査に対するサポートなどを進めます。